

年管管発 0329 第 6 号
平成 31 年 3 月 29 日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿
事業推進部門（統括担当）担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
（ 公 印 省 略 ）

算定基礎届の提出すべき対象者の範囲について

算定基礎届及び月額変更届の届出方法については、今般、日本年金機構の各事務センターにおいて、取扱いが統一されていないという指摘がなされているため、下記のとおり統一的に取り扱うこととしたので、了知されたい。

記

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 41 条第 3 項及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 21 条第 3 項において、健康保険法第 43 条及び厚生年金保険法第 23 条等の規定により 7 月から 9 月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年の定時決定を適用しない旨が定められており、これに該当する場合は、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 25 条及び厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）第 18 条に規定する算定基礎届の提出は要しないこと。

このため、7 月から 9 月に随時改定が予定される被保険者について、事業主から申出があれば、算定基礎届を提出することを要しないこと。

また、電子媒体、電子申請による提出の場合、当該被保険者を除いて算定基礎届を提出しても差し支えないこと。

随時改定が予定されていた被保険者について、随時改定の要件に該当しなくなった場合は、速やかに定時決定を行うことが必要であること。